

平成29年6月20日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時0分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	増 田 廣 樹
企画財政課ふるさと創生室長	出 崎 茂 男
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	川 畑 智
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
会計管理者(会計課長)	山 口 勝 好
富来病院事務長	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹 内 伸 二
議会事務局参事	村 井 直
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

日 程 第 1 諸般の報告

日 程 第 2 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号(委員長報告、質疑、討論、採決)

追加日程第1 委員会提出 発委第1号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日 程 第 3 町長追加提出 議案第44号ないし第50号(説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日 程 第 4 議員提出 発議第2号及び第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日 程 第 5 議会改革調査特別委員会の調査中間報告について

日 程 第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**南政夫議長** ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 諸般の報告

**南政夫議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

昨日、石川県町村議会議長会臨時総会において、私が、第56代会長に選出されましたので、ここに、謹んでご報告いたします。

その他の諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**南政夫議長** 次に、町長提出 報告第1号ないし第16号及び議案第36号ないし第43号並びに請願第2号ないし第4号を、一括して議題とします。

以上の各件の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

**櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました報告4件、議案4件、請願2件について、16日に委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

報告第12号から第15号までは、地方税法等の改正に伴い条例を改正した専決処分承認についてであります。まず、報告第12号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、住民税における配当等の課税方式の選択措置や固定資産税の課税標準額の特例割合の規定の追加など、所要の改正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

報告第13号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、引用条項の改正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

報告第14号 志賀町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、不均一課税の適用期限を2年延長する改

正であるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

報告第15号 志賀町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、課税免除の適用範囲のうち農林水産物等販売業を追加するなど所要の改正を行ったもので、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議案第38号 志賀町公共施設等整備基金条例については、今後、公共施設の管理等に財政需要が見込まれることから、計画的な整備を行うために新たに基金を設けるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 志賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、児童福祉法等の改正により所要の改正を行うもので、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 公有水面埋立てに対する意見については、富来漁港の一部埋立てについて石川県知事に対し異議のない旨を、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 石川県市町村職員退職手当組合規約の一部変更については、能美広域事務組合が解散したことにより組合規約を変更するにあたり、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願及び請願第3号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願については、事務局から請願者の願意の説明を受け、採決の結果、いずれも賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました報告1件、議案2件及び請願1件について15日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、報告第16号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減に係る判定所得の基準額の引き上げにあたり、当該条例の一部を改正するものであります。本改正は、軽減対象世帯の拡充につながるものと担当課から説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

続いて、議案第40号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合消防団員退職報償金条例の一部改正に伴い、消防団員の待遇に係る各種掛金の額を算定する団員の定数を定めるもので、公務災害補償等責任共済についてはすべての団員を対象として、退職金、報償金支給責任共済については、機能別団員を除く改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは団員の定員管理や機能別団員の処遇などについての質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

続いて、議案第43号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の一部変更については、組合を組織する能美広域事務組合が解散したことにより組合規約を変更するにあたり、本町を含めた構成市町の議会の議決を求めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、請願第4号 国の教育予算を拡充することについては、子どもたちにより良い教育を保障するために教育予算の拡充を求める意見書を国の関係機関へ提出してほしいとの願意であり、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

なお、本請願は、意見書を国の関係機関に提出することを求めるものであり、その内容は急を要するものであります。よって、本会議で採択の上は当常任委員会から議会議案を提出することで決定しておりますので、申し添えいたします。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

**南正紀予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成28年度の補正予算に係る報告11件と平成29年度の補正予算に係る議案2件について、14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認について（平成28年度志賀町一般会計補正予算（第5号））から、報告第11号 専決処分の承認について（平成28年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号））までの報告案件については、事業の実績又は確定に伴うものであり、議案第36号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第1号）について及び第37号 平成29年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、国庫支出金の内示に伴う所要額の補正を主とするものであります。

委員会の審査過程につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認又は可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98により、討論は一括して行うことを許します。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

**南正紀議員** はい、議長。

**南政夫議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、請願 2 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願及び請願第 3 号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

まず、請願 2 号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願であります。

本請願は民主党政権下において創設された戸別所得補償制度を復活させることで、生産費を償い、困窮する農業者を支え、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るとしています。多くの農業者が本制度を歓迎する一方、問題点も多く指摘されております。

米の生産費は地域や経営規模で異なるため、全国一律では実質的には戸別とならず、地域ごとの生産費を勘案し設定すべきであります。また、専業農家が多い野菜、果樹耕作者に対しては戸別補償制度がなく、保護支援の対象に偏りが生じている点等、数々の問題点を抱えており、本制度に対する意向調査においても現状のままで特に問題はないとの回答は15パーセントに過ぎません。

更に、同調査に際しては、加工用米の需要が増加するような政策の実施が必要や小規模農家における効果は少なく別の制度が必要等、本制度のみでは不十分であり、更なる制度の必要性を訴える意見が多く寄せられております。

本請願においては、戸別補償制度により農業者や地域経済、環境等の保護が行えるかのように結論づけていますが、私はそう考えません。本来あるべき農政は、更に視野を広げ行うべきであります。農家所得の向上、担い手の育成、農地の維持、農業基盤の整備等、総合的な支援策が求められます。

平成30年からは戸別補償制度が廃止され、水稻以外の農作物も対象となる収入保険制度が始まる予定ですが、中長期的に継続した農業政策が必要であり、引き続き、現行の戸別所得補償制度を維持しつつ、直接支払制度と基盤整備等の農村整備事業の充実を図り、将来的に安定的、持続可能な農村経営が実現できるよう農業政策の立て直しを求めるものであります。

以上の考えのもと、本請願のように戸別保障制度のみによってその趣旨が達せられるとは考えられず、賛同しかねるものであります。以上、議員の皆様におかれましては、良識あるご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げ、請願第 2 号に対する反対討論といたします。

続いて、請願第 3 号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求め

る請願についてであります。

本請願の趣旨は、政府が東京オリンピックのテロ対策を口実にテロ等準備罪の創設を狙っており、これによって誰もが捜査の対象となり、市民団体への監視や盗聴が横行することになる、この法律を作ろうとするのは、安保関連法を強行し、戦争する国へと突き進んでいる安倍政権が、秘密保護法、盗聴法改悪に続き、国民の自由と権利を抑えることを狙っているからに他ならず、この法案が成立すれば、市民の思想、信条、良心、言論、表現の自由を脅かす危険があり、憲法の保障する基本的人権の侵害にもつながるため、テロ等準備罪の創設に反対するというものであります。

現行の日本の法律は、起きた犯罪を処罰するというところが大前提でありましたが、これに対して、起きる前のまだ起きていない犯罪、起きそうな犯罪を処罰する、これがテロ等準備罪ということで、重大な犯罪行為を未然に防ぐ点においては画期的な法律であると思います。テロ等準備罪には、非常に厳格な要件がつけられており、捜査対象はテロ組織や暴力団などの組織的犯罪集団に限られ、単に計画を練っただけではなく、下見や資金調達など、ある程度具体的な準備行為に及んだ場合に限り処罰対象になります。

近年、IS、イスラミック・ステートや国際的犯罪集団によるテロ行為が脅威を増す中、我が国においても2020年東京オリンピックを見据えた犯罪防止施策に力を入れていく必要があることから、こうしたテロ等準備罪は必要なものと考えます。

また、一方で、去る15日、本請願の委員会審査前に国会参議院で本法案が成立したことにより、本日の時点においては請願の願意は既に喪失したことになり、本請願に対して賛否を表明すること自体、意味をなさないものになったことから、賛成しない、賛成できないことが、良識ある議員としての適切な判断と考えます。

なお、国民の権利として、憲法にも定義される請願の紹介については、安易に紹介することのないよう、テレビ・新聞報道等で情勢をいち早く捉え、適時、適切な対応を取ることが請願者に対する礼儀ではないかと思っておりますので、私自らも本件により厳格に対応してまいることを申し添え、本請願に対する反対討論いたします。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。



**中谷松助議員** はい、議長。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。私は、請願2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。なお、討論のための登壇は1回のみですので、続く請願第3号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願について、請願第4号 国の教育予算を拡充することについて、についても賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、請願2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願についてであります。

この間、米の価格、いわゆる米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家がこれでは米を作り続けられないという状況が生まれています。また、安い米の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうした中で、政府は農地を集積し、大規模効率化を図ろうとしていますが、この低米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねません。平成25年度までは、主要農産物の生産を行った販売農業者に対して生産に要する費用と販売価格との差額を基本に交付する農業者戸別所得補償制度がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは、経営所得安定対策に切り替わり、米については10アールあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域が一層疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から減反廃止とセットで完全廃止とされようとしています。これでは稲作農家は成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難にしてしまうことは明らかであります。

よって私たちは、今こそ欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求める本請願に賛同するものであります。

次に、請願第3号 「テロ等準備罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願についてであります。

安倍政権は、2020年の東京オリンピックのテロ対策を口実に、テロ等準備罪、いわゆる共謀罪法案を、15日、参議院法務委員会の審議を一方向的に打ち切り、本会議採決に持ち込む中間報告という禁じ手を使って異常な強行採決を断行し、賛成多数で可決、成立させました。衆参両院の審議を通して、法案の説明不十分が共同通信の世論調査では8割以上に達しています。

政府が説明する組織的犯罪集団の概念や要件が不明確で、取り締まる側の恣意的な運用が可能となり、誰もが捜査の対象となります。準備段階でそもそも犯罪なのかどうかを決めるためには、思想や内心が問題となります。内心を罪に問うためには、監視や盗聴、密告なしには成り立ちません。思想や内心まで処罰の対象とするのは憲法違反です。

今でも、大分県警別府署による労働組合事務所の監視など、不当な捜査が問題となっていますが、この法律の創設により、捜査機関による市民生活全体への監視や盗聴が横行することになります。共謀罪法案が国民の反対で、過去3回も廃案となったのはそのためです。

政府は、国際組織犯罪防止条約を批准するためには、国内法の整備が必要だと言っていますが、国会論戦でも明らかになったように、そもそもこの条約はテロ防止のためのものではありません。既に、日本は爆弾テロ防止条約やテロ資金供与防止条約をはじめとする5つの国連条約と8つの国際条約を締結し、それに基づく国内法も整備しています。それでも、なおこの条約を作ろうとするのは、安保関連法を強行し、戦争する国へと突き進んでいる安倍政権が秘密保護法、盗聴法改悪に続き、この法律で国民の自由と権利を抑えることを狙っているからに他なりません。

この法律が施行されれば、警察の日常的監視、盗聴などにとどまらず、市民同士の相互監視、密告社会を生み出し、市民の思想、信条、良心、表現の自由を脅かす危険があります。国連のプライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が、5月18日にテロ等準備罪法案について、プライバシーや表現の自由を制約する恐れがあると懸念を示した書簡を安倍晋三首相あてに送付しています。

よって私は、日本国憲法の保障する基本的人権の侵害につながるテロ等準備罪の創設を許さないために、町議会としての反対の意思表示を求める本請願に賛同

するものであります。

最後に、請願第4号 国の教育予算を拡充することについてであります。

本請願は、教育に対する国の予算拡充を求める趣旨のものですが、私は、特に小中学校の少人数学級の推進、当面、35人学級の実現に向けた予算拡充を求めることを付け加えまして、本請願に賛同するものであります。

以上、3請願は、いずれも切なる趣旨のもので、議員各位におかれましては、何とぞ特段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

**南政夫議長** 1番 中谷松助議員に申し上げます。

討論は、議件に対する賛否の考えを訴える場であり、提言や要望を訴える場ではありませんので、今後ご注意を願います。

次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南政夫議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

まず、町長提出 報告第1号 専決処分の承認について（平成28年度志賀町一般会計補正予算（第5号））を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第2号 専決処分の承認について（平成28年度志賀町

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）ないし第11号 専決処分の承認について（平成28年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号））を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第12号 専決処分の承認について（志賀町税条例の一部を改正する条例）ないし第16号 専決処分の承認について（志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第36号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立15名）

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第37号 平成29年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のと

おり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第38号 志賀町公共施設等整備基金条例についてないし第41号 公有水面埋立てに対する意見についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第42号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について及び第43号石川縣市町村消防賞じゅつ金組合理約の一部変更についてを、一括して採決します

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

いずれも、起立によって行います。

まず、請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**南政夫議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第3号 テロ等準備罪の創設に反対する意見書の提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

**南政夫議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第4号 国の教育予算を拡充することについてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本請願は、採択と決しました。

**福田晃悦議員** 議長。

**南政夫議長** はい。2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** ただ今、請願の採択に伴い、この際、委員会提出議案を提出させていただきます。

(議長に議案を提出)

**南政夫議長** ただ今、教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君から、委員会提出 発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書についての提出がありました。

お諮りします。

ただ今提出のありました、委員会提出 発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のおり決しました。

---

追加日程第1 委員会提出 発委第1号 (趣旨説明、質疑、討論、採決)

**南政夫議長** 発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題とします。

議案を配付してください。

(事務局が議案を配付)

**南政夫議長** 本案の提出者から、説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦教育民生常任委員長** はい、議長。

先ほどの請願第4号 国の教育予算を拡充することについての採決に伴い、ただ今提出させていただきました発委第1号 教育予算の拡充を求める意見書について、説明をさせていただきます。

教育予算の拡充につきましては、国に対して、毎年のように意見書を送付しており、一人ひとりの子どもに丁寧な指導や対応を行うために、1学級あたりの児童・生徒数の引き下げ、併せて、教職員数、定員数の改善が必要と要請しているところであります。三位一体改革により、義務教育費国庫負担率が3分の1になったことから、これを元の2分の1に戻して、教職員の定数改善に向けた財源保障をし、子どもが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられるようにすることが必要であります。

こうした観点から、平成30年度の政府予算概算要求に向けての意見書を本町議会から国及び政府に対して提出していただくよう、教育民生常任委員会で決定をし、今回、議案を提出させていただくものであります。議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解の上、何とぞご賛同いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

**南政夫議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**南政夫議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南政夫議長** これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第3 町長追加提出 議案第44号ないし第50号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)**

**南政夫議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第44号 工事請負契約の締結について「稗造防災センター (仮称) 建設工事」ないし第50号 財産の取得について「ICT機器」を一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**南政夫議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 去る6月6日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた工事請負契約の締結及び財産の取得に係る議案7件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第44号から議案第46号については、工事請負契約の締結についてであります。議案第44号については仮称であります。稗造防災センターの建設工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と2億895万9,480円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第45号については、旧土田小学校放射線防護対策工事を行うにあたり、池田建設工業株式会社 代表取締役 池田政基と1億6,451万4,240円で工事請負契



約を締結するものであります。

議案第46号については、志賀小学校体育館非構造部材耐震化対策工事を行うにあたり、南建設株式会社 代表取締役 南裕基と4,916万5,920円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第47号から議案第50号については、財産の取得についてであります。

議案第47号については、公用車のマイクロバスを購入するにあたり、株式会社池田商事 代表取締役 池田政人から885万6,000円で取得するものであります。

議案第48号については、清掃収集車の塵芥車を購入するにあたり、株式会社藤田自動車商会 代表取締役 藤田和久から1,176万9,840円で取得するものであります。

議案第49号については、除雪機械の小型ホイールローダー2台を購入するにあたり、千代田機電株式会社 代表取締役 澤田明秀から705万8,880円で取得するものであります。

議案第50号については、志賀中学校及び富来中学校のICT機器を購入するにあたり、株式会社石川コンピュータ・センター 代表取締役社長 多田和雄から2,082万6,720円で取得するものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**南政夫議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第44号 工事請負契約の締結について「稗造防災センター(仮称)建設工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第45号 工事請負契約の締結について「旧土田小学校放射線防護対策工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第46号 工事請負契約の締結について「志賀小学校体育館非構造部材耐震化対策工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第47号 財産の取得について「マイクロバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第48号 財産の取得について「清掃収集車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第49号 財産の取得について「除雪機械」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第50号 財産の取得について「ICT機器」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議員提出 発議第2号及び第3号（趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

**南政夫議長** 次に、本日、福田晃悦君ほか2名から提出のありました、発議第2号「歩育基本法」の制定を求める意見書について及び田中正文君ほか2名から提出のありました、発議第3号 戸別所得補償制度の維持と農業政策の立て直しを求める意見書についてを、一括して議題とします。両案の提出者から、順次、説明を求めます。

**福田晃悦議員** はい、議長。

**南政夫議長** はい。2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** 今回提出しました、発議第2号 「歩育基本法」の制定を求める意見書について、説明をいたします。

車社会や電子社会への進展など、社会環境や生活様式の変化により歩かなくていい生活、一人で室内で遊ぶ生活が子ども達に浸透したことが影響し、子ども達の心身の異変が指摘されております。直立二足歩行は数百万年前からの人間活動の基本であり、歩行は心身の健康に資する運動として有効性は数々の調査により示されているとおりであります。

歩育とは、そうした歩行運動の有効性を活用し、子どもの心身の健全な育成に資することを目的とした教育活動、保健活動及び啓発活動を含めた総合運動活動として定義されています。

また、石川県においても、親子を対象とした歩育運動が推進されております。更に、全国的には、ウォーキング大会や1日15,000歩の歩行を奨励するなど、歩育の趣旨を広める社会運動が拡大しております。既に、食育基本法が制定され、幅広く取り組まれていることから、国におかれては、子ども達の心身の健全育成に資する歩育の推進を支える歩育基本法を早急に制定されるよう、強く要望するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご判断のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

**田中正文議員** はい、議長。

**南政夫議長** 11番 田中正文君。

今回提出いたしました、発議第3号 戸別所得補償制度の維持と農業政策の立

て直しを求める意見書について、ご説明申し上げます。

平成22年に農業者戸別補償制度が導入されましたが、新たな財源を確保することなく既存の予算から水稻栽培者に10アールあたり一律15,000円が交付されたことにより、作付条件が良くない圃場整備に予算が回らなかったために、条件不利地では営農環境は改善しなかったといわれております。また、戸別補償は米以外の転作作物には重要視されず、農地の集約化、転作の団地化は進まなかったともいわれております。

政権交代により、政府は新たな農業政策として多面的機能支払制度を創設し、中山間地域等直接支払と合わせて、農道、水路等の維持管理や補修・整備が地域で活発に行われるようになりました。また、人・農地プランにより、農地中間管理事業が始まり、農地の集約化が進んでまいりました。生産調整率、いわゆる転作率は40パーセントを超え、米生産のほか、食用米以外の米、加工米、飼料用米、転作米等を含めて、転作地での所得向上が大きなポイントとなってきております。本町においても、ネギ、カボチャ、ナス等を町の戦略作物として奨励していますが、これらを後押ししているのが現在の経営所得安定対策であります。

平成30年からは、戸別補償に代わり、収入保険制度が始まる予定であります。中長期的に継続した農業政策が必要であり、このためには、引き続き現行の戸別所得補償制度、米の直接支払交付金を維持し、直接支払制度と基盤整備等の農村整備事業の充実を図り、将来の展望を見据えた継続できる農村経営が実現できるように農業政策の立て直しを強く要望するもので、国に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご判断のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願います。

**南政夫議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、両案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

-----

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

-----

( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

両案の採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第2号 「歩育基本法」の制定を求める意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第3号 戸別所得補償制度の維持と農業政策の立て直しを求める意見書について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議会改革調査特別委員会の調査中間報告について

**南政夫議長** 次に、議会改革調査特別委員会の調査中間報告についてを議題とします。

本件については、会議規則第47条第2項の規定に基づき、議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君から、調査における中間報告の申し出がありました。

お諮りします。

本件、中間報告を行うことを承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

議会改革調査特別委員会の調査中間報告を求めます。

議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい。

議会改革調査特別委員会の調査中間報告をさせていただきます。

本特別委員会では、設置目的である議会改革に関する調査及び議会基本条例に関する調査を昨年6月15日の委員会設置日からこれまでに28回の委員会を開き、改革項目の調査・検討を行い、このたび一定の中間報告がまとまりましたので、その内容等につきまして報告をさせていただきます。

まず、本委員会では、全国の先進事例を参考に議会改革に関する12項目を設定し、これらを調査・検討する中で、志賀町議会の議会改革の方向性を見出していく方法で取り組んでおります。

その12項目についてであります。1に、地方自治法第96条第2項の議決事件、2に、議会先例集、3に、自治法第100条第12項の協議の場合、4に、委員会の再編、5に、議員間討議、6に、議会報告会、7に、政務活動費、8に、タブレット端末によるICT化、9に、一問一答方式、10に、通年制、11に、議会基本条例、12に、議員定数・報酬を設定をしております。これまでの調査で方向性が出されたのは前半の6項目であり、今回はその6項目について報告をさせていただ

くものであります。

まず、1項目目の地方自治法第96条第2項の議決事件についてであります。これは、法律によって議会の議決事件として定められていない、町の重要案件等について、これを町の条例で定めれば議決事件にすることができる制度であります。昨年9月定例会で当委員会がその条例案を提出し、可決・制定したことにより志賀町総合計画に係る基本構想が議決事件として定められ、12月定例会で議案として町長から提出されたわけであります。この条例化によって今後10年間のまちづくりの理念である基本構想に重みが増したとともに、議会もその責任の一端を担う形となるものであります。

その他の議決事件となるものにつきましては、全国の事例を調査し、いろいろと議論をいたしました。我々、議会側の知識や判断能力の点から時期尚早といった感も拒めず、今後、必要に応じて適時、追加することが可能でありますので、今後の課題として、引き続き、検討していくこととなったものであります。

続いて、2項目目の議会先例集についてであります。この先例集とは、別名議会運営基準と呼ばれ、議会の運営についてこと細かく規定しているもので、多くの県や市町村議会で作成され運用されているものであります。法令や会議規則等に定める事項以外の詳細な運用方法や議事運営上の判断基準など、約160有余の項目についてとりまとめたものであります。

議会は水物と言われますように、突然、想定外の事象が起こり、即時に判断しかねる場合があります。そういったときに、その都度、議長判断を迫ったり、また、議会運営委員会で協議して決定する方法では、その時々に関係人の考え方や解釈によって判断が異なる場合があります。また、過去に同一の事例があっても、これを書き留めていなければ、前回と違った判断がなされる危惧もあり、議会として判断のブレを防止する意味においても必要なものであります。

続いて、3項目目は、地方自治法100条第12項の協議の場についてであります。これは、平成20年の地方自治法の改正により非公式の会議扱いとされていた議員全員で協議する全員協議会が、会議規則の中で協議の場として定義したことにより、公式な会議として取り扱うことができるようになりました。同様に、この会議規則に必要な会議名を定義すればそれらの会議も公式な会議となり、費用弁償や公務災害補償が適用されることになるものであります。



当委員会で提案するものとしたしましては、すべての委員会の調整を図る委員長会議や横の調整を図る常任委員長会議、議員の知識習得を図るための議会研修会、住民の方々と膝を交えて懇談する議会報告会が挙げられております。

続いて、4項目目は、委員会の再編についてであります。常任委員会につきましては委員会条例の中で詳細なことが定義されていますので、ここでの検討は、条例で詳細が定義されていない特別委員会について検討をしております。特別委員会の設置の基本的な部分に係る設置目的や定数、運営等のあり方についてを検証をし、委員会の性質によっては前述の協議の場への転換などについても比較検討し、具体的な指針を協議してまいりました。

志賀町議会に設置する、議会広報、原子力発電所対策、議会改革調査の3つの特別委員会の中で、原子力発電所対策特別委員会のあり方について議論が集中し、議長を省く全議員を対象とする当該委員会と議長が主宰する全員協議会との区分や権限などについて問題点が出されました。このため、当該特別委員会については、原子力発電や国のエネルギー政策、地域振興などについての調査・研究活動を主とし、全員協議会では原子力発電所の監視活動や議会としての意思決定などを行うことで委員会と全員協議会との棲み分けを図ることといたしました。

続いて、5番目の議員間討議についてであります。現在の委員会審査は、職員に対する質問により内容の疑問を質すことが中心となっており、委員の賛否の意見表明や議員間の意見のやりとりもなく採決が行われているのが現状であり、こうした形式的な審査形態では議会の説明責任が果たせないということから、重要案件については形式的な審査で可否を決定するのではなく、十分な説明のもと、疑義を解消し、自由に討議しながら理解を深めた上で責任ある採決を行い、少数意見への対応や委員会からの要望・提言などを委員長報告にとりまとめ審査の高度化を図ろうとするものであります。

最後6番目の議会報告会についてであります。議会が住民に信頼される民主的なまちづくりを実現し効率的な行財政運営を図るには、議会と町民との連携、そして、住民参加が極めて重要となってきております。議会報告会は議員が地域に出向き、直接、町民に対して政策提言や常任・特別委員会などの議会活動の状況を町民に報告し、説明し、町政に関する情報を提供するとともに、議会活動に対する批判や意見、町政に対する提言などを聴く貴重な機会であり、近年は、近隣

市町村で頻繁に開催されていますことから、志賀町議会におきましても、年に一度16地区を巡回して議会報告を実施する方針としております。

以上、6項目についての報告とさせていただきますが、今後、残りの項目について一定の検討結果が出た折には、逐次、調査内容を報告させていただき、議会全体で議会改革を考えていきたいと委員一同考えておりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いを申し上げまして、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とさせていただきます。

**南政夫議長** 報告を終わります。

---

( 質 疑 )

**南政夫議長** 続いて、本件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

**南政夫議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、閉会中継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南政夫議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成29年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時15分 閉会)

---

## 議 長 報 告

### 1 議長報告第14号

入札結果報告

(平成29年6月12日 10件)

### 2 議長報告第15号

閉会中の継続調査について

- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長
- ・議会運営委員会委員長

### 3 議長報告第16号

委員会審査報告書

- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議員

戸坂 忠寸計

志賀町議会議員

久木 拓栄